

令和7年度

外国人介護人材確保補助金のお知らせ

西之表市では、介護人材の確保のため、介護事業所が外国人介護人材を雇用するための経費を支援する制度を令和6年度から実施しています。外国人材を雇用する法人からの申請をお待ちしております。

1 補助対象者

介護保険法第8条に規定する介護サービス事業所を市内に有する法人。

2 補助対象経費

人材紹介業者から紹介を受け、技能実習生受入費用等（初期費用・入国前費用・入国後費用・実習開始後費用）又は人材紹介手数料及び支援委託手数料で、「4 補助対象となる外国人材」の雇用に係る費用のうち、市内の事業所に就労するまでに生じる経費で、補助対象者が負担したもの。

※国や県が行う補助事業と重複している場合は対象外又は重複分を除いた経費を対象とします。

※令和7年度に雇用を開始した外国人材分が対象となります。

3 補助金の額

外国人材受入1人あたり「2 補助対象経費」の2分の1、25万円で1法人当たり100万円が上限です。（千円未満は切り捨て）

4 補助対象となる外国人材

E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉候補者、技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）及び在留資格「特定技能1号」を持つ外国人で、かつ本市に住所を有する方（就労時までに転入予定を含む）です。

5 申請に必需なもの

外国人材の受入完了(雇用開始)後、以下の書類等を提出してください。

- (1) 西之表市外国人介護人材確保補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 介護サービス事業者と人材紹介業者又は外国人介護人材を雇用する際に
関与した受入れ調整機関等と交わした契約書等の写し
- (3) 受入れに要した費用の額の内訳が分かる書類（手数料積算書等）
- (4) 前号の費用を負担したことを証する書類（領収書等）
- (5) 雇用証明書（様式任意）
- (6) 補助対象となる介護職員等への給与支給明細等の写し（直近の月のもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 注意事項

- (1) 補助金の交付後であっても、申請の内容に偽りやその他不正があった場合は、
補助金決定の取消及び返還を求めることがあります。
- (2) 補助を受けた法人は、補助金交付対象となった外国人材が長期にわたり勤務
することができるよう、資格取得支援や職場環境の改善、処遇改善等に努める
ものとします。

お問い合わせ及びお申込み先

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

西之表市高齢者支援課介護保険係 電話：0997-22-1168